

## 報告第5号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第8号

専 決 処 分 書

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行する。

亀岡市後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例要綱

- 1 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うこととした。
- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行した。